

道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、その整備をより一層推進することは、活力ある地域社会や安全で快適な国民生活を実現する上で必要不可欠である。

とりわけ、地方においては、都市間の距離が長く、自動車交通への依存度が高い地域でありながら、道路整備が立ち遅れている状況にあり、雪国における生活の安定確保と地域振興を図るため、救急医療や災害対応及び冬期の道路交通対策などが喫緊の課題となっている。

このため、秋田市及び周辺地域においては、高規格幹線道路の日本海沿岸東北自動車道を初め、国道7号下浜バイパス、国道13号河辺拡幅などの骨格道路網の整備と県道、市町村道に至る体系的なネットワークの形成が急務となっている。

しかし、政府においては、道路整備の財政的基盤である道路特定財源を一般財源化する方向で見直しを行うこととしている。

この見直しによって、道路整備が地域間の連携・交流や活力ある地域づくりに果たす役割を軽視することがあってはならない。

よって、国においては、地方における道路整備の重要性を深く認識され、道路財源については受益者負担の原則を維持するとともに、必要な道路整備予算を確保し、今後とも計画的かつ着実に道路整備を推進できるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年11月7日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
国土交通大臣	北	側	一雄	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様